

議 事 内 容

- 専務理事 第 71 回常設審議委員会のご案内をしておりました時間となりました。はじめに、会長ご挨拶をお願いします。
- 会長 皆さんこんにちは。
先月下旬に開催しました「農業委員・農地利用最適化推進委員研修会」には、ウェブも含め、たくさんの委員さんにご参加いただきましてありがとうございます。
その際に全国農業会議所から話がありました、農業委員会の最適化活動についての通知が、2月2日に農林水産省から発出されました。
内容は、農業委員会は令和4年度から毎年度、最適化活動の目標を設定し、その実施状況や達成状況について点検・評価し、公表するというものです。
このことについては、本日の議題で取り上げますので後ほど事務局から説明いたしますが、目標地図の件も含め、今後より一層、各委員の活動の強化が求められることになりそうです。
なお、本日は、コロナのためウェブ出席を要請された事務局がありましたので、これを認め、ウェブ併用で開催させていただきます。
また、常設審議委員会運営規程第17条に「委員会の発言は、会長の許可を受けてしなければならない。」と規定しておりますので、ご質問等の際は挙手いただき、私が指名した後、簡潔にご発言をお願いします。
さらに本日は、パソコンとの接続の関係で、マイクを通した音声しか録音されませんので、必ずマイクが手元に来てからご発言をお願いします。
- 議長 それでは、ただいまから第71回常設審議委員会を開会いたします。まず、本日の出席状況を報告してください。
- 専務理事 先日、〇〇委員が役員交代により辞任されましたので、審議委員の総数が18名となっております。本日は16名の出席をいただいておりますので、常設審議委員会運営規程第11条、「委員総数の過半数の出席で成立」の規定を満たし、本委員会が成立していることをご報告いたします。
- 議長 次に、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告してください。
- 農業会議事務局 (前回の審議案件について、資料1により報告。)
- 議長 次に、前回、〇〇農業委員会の案件について確認事項がありましたので、〇〇事務局から報告をお願いします。

〇〇農業委員会	(前回の案件について報告)
議長	<p>本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第5条・9件のほか、「農業委員会の最適化活動の推進等について」を議題としています。</p> <p>どうか慎重にご審議いただきますようお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、ただ今から議事に入ります。</p> <p>議事録署名者として、〇〇委員と〇〇委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。</p>
議長	<p>はじめに、農地法第5条の規定による意見聴取に入ります。</p> <p>一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局から説明をお願いします。</p>
議長	<p>まず、〇〇農業委員会から2件続けてお願いします。</p>
〇〇農業委員会	<p>〇〇農業委員会です。</p> <p>整理番号5-1、〇〇〇〇申請の牛舎及び堆肥置場用地への転用において、申請地は市町が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内にある農地であることから農用地区域内農地と判断され、用途区分の変更の場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。</p> <p>なお、糞尿については堆肥化し、圃場に散布及び堆肥センターに搬入されており、適正に処理されております。</p> <p>今回の案件は、事務局より無断転用の是正指導を行ったところ、法人が借り受ける形で申請され、始末書が添付されています。</p> <p>整理番号5-2、〇〇〇〇申請の牛舎及び堆肥置場用地への転用において、申請地は市町が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内にある農地であることから農用地区域内農地と判断され、用途区分の変更の場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。</p> <p>なお、糞尿については堆肥化し、圃場に散布及び堆肥センターに搬入されており、適正に処理されております。</p> <p>今回の案件は、事務局より無断転用の是正指導を行ったところ、法人が借り受ける形で申請され、始末書が添付されています。</p>
議長	<p>次に、〇〇農業委員会から説明をお願いします。</p>
〇〇農業委員会	<p>〇〇農業委員会です。</p> <p>整理番号5-3、〇〇〇〇申請の工業団地造成用地への転用において、申請地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地及び鉄道の駅、船舶の発着場、県庁、市役所、町役場等から概ね500m以内にある農地であることから第2種農地と判断され、第1種農地については、地域整備法に該当するもの、その他地</p>

域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる場合は許可し得る、第2種農地については、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

なお、昨年9月に審議いただきました農地法第18条の賃借権の解約の申し入れがあった農地については、昨年10月の〇〇農業委員会定例委員会で不許可となったため、今回の転用申請には含まれておりません。15ページにありますように、耕作者の耕作に支障がないよう該当農地の周囲に緩衝地と通路を設けた計画となっております。今回の転用申請と同時期に開発行為許可申請も提出されておりますが、同様に当該農地については含まずに申請がされております。

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。

整理番号5-4、〇〇〇〇申請の土砂仮置き場用地への一時転用において、申請地は市町が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内にある農地であることから農用地区域内農地と判断され、仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うものである場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

なお、許可を受けずに事業を実施していたとして、始末書が添付されています。

議長 次に、〇〇農業委員会分について、農業会議事務局からお願いします。

農業会議事務局 農業委員会から要請がありましたので、農業会議事務局から説明いたします。

整理番号5-5、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域で、かつ概ね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存在する農地であることから第3種農地と判断され、許可し得るに該当することから許可相当と判断されております。

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。

整理番号5-6、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断され、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当することから許可相当と判断しております。

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。
整理番号5-7、〇〇〇〇申請のバイオガス発電施設用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから許可相当と判断しております。

議長 次に、〇〇農業委員会分について、農業会議事務局から2件続けてお願いします。

農業会議事務局 農業委員会から要請がありましたので、農業会議事務局から説明いたします。
整理番号5-8、〇〇〇〇申請の太陽光発電設備設置用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから許可相当と判断されております。
整理番号5-9、〇〇〇〇申請の太陽光発電設備設置用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから許可相当と判断されております。

議長 農地法第5条関係9件について説明がありました。
ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。

議長 はじめに、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の牛舎及び堆肥置場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 始末書付きというのは、田を転用したけど〇〇市（町）は知らなかったということですか。知らなかったということはなかりょうと思いますが。

〇〇農業委員会 補助事業をする場合は転用申請は必須ですが、自分たちでされていた時代ということもあって、今回は他に売買等の話があった時に無断転用とかはないですかと聞いて是正させております。全く知らなかったかと言えば嘘になるかもしれませんが、こういう形でも申請をしてもらっていかないと改善できないかなと思ひまして指導してやっております。

議長 他にございませんか。

委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の牛舎及び堆肥置場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	先程の質問との関連ですが、もう違反転用はないですか。
〇〇農業委員会	私は地元ですので、もうないと思います。
議長	他にございませんか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の工業団地造成用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	以前申請があったときの図面の赤い四角のところは、その時も解決していませんでしたが、今回もまだ解決していないということですか。
〇〇農業委員会	解決はしておりません。
〇〇委員	ここは適地でここだけ解決していないというのはもったいない話なんですよね。地の利も交通の便もいいので。前回申請された後、今日までの間で農業委員会なり商工課の人達が仲裁みたいな形で入られたことがあるんですかね。

- 〇〇農業委員会 昨年9月以降でそういった話があったとは聞いておりません。
- 〇〇委員 聞いていない。全然動いていないということですね。
- 〇〇農業委員会 はい、聞いておりません。
- 〇〇委員 一部除外して開発申請はできるのですか。
- 〇〇農業委員会 同じ内容で開発行為の申請をされているので、可能だと考えております。
- 〇〇委員 この間もなかなか話が付いていないということで、商工課の管轄だという話でしたので、農業委員会は商工課に声をかけて、これは解決した方がいいよということで汗かいてみたらどうですかという話をしたんですが。ここは交通の便はいい、地の利はいい、条件は全て揃っているんですよ。ここを残したところで開発というのは〇〇市(町)の考えでしょうけどね。ここは面積は大して広くないですよ。
- 〇〇農業委員会 1,300 m²程だったかと記憶しております。
- 〇〇委員 ここを解決してもらったら、私たちも当然素晴らしいところだから賛成といたしますね。以上です。
- 〇〇委員 この除外区域をどこか角の方に貼り付けるということをごなされたらどうかと思います。例えば左側の角とかの同じ面積のところに貼り付けるとか、そういったことは検討されたのでしょうか。
- 〇〇農業委員会 私が昨年4月に異動してからは、そういったことは聞いておりません。
- 〇〇委員 検討に値するかと思うんですけどね。
- 〇〇委員 今話を聞いていてですね、代替地はどうかとか、一体の中で利用価値が落ちるのではないかとかいろいろ質問がある中で、知らないとか関与していないとか、そういう回答ではなかなか審議しようがないというか、担当としてこういう努力をしてこうしたいとか、〇〇市(町)としての政策的なことだからこうなんだとか、もう少し説得力のある説明をしていただかないと、我々聴く立場としては腑に落ちません。前回、何でもここが買えないのか、しっかり審議をするなり努力をしてくださいという話があったと思います。その辺ご存じだと思いますけど、会議に上げるにあたって市(町)のスタンスというか、取り組み方がどうなのかなという気がしました。以上です。

議長 ○○農業委員会会長から分かる範囲で回答をよろしいでしょうか。

○○委員 あくまで聞いた話ではございますけれども、この土地の代替地という話は以前あったそうです。しかしながら、絶対ここがいいと、ここしかいかんという耕作者の意向で場所を変えられない、この土地を端に持ってきて除くということもできないということでございます。商工課としても、9月にご審議いただいた後は再度動いておりません。その前ではかなり動いておりますけれども。今現在は、県の方に不服申し立てということで、県に預けているということは伺っております。近いうちに結果がでるのかなと思っております。以上でございます。

○○委員 農業委員会も大分努力はされていると思っておりますけれども、農業委員としてですね、和解の仲介という形で、いろんな形を取って話をすべきじゃなかろうかと。時間はかかるとは思いますけど、いろんな手段で理解してもらえないかなと思っております。もう少し努力をしていただきたいと思っております。

議長 他にございませんか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (挙手多数)

議長 挙手多数でありますので、この案件については、「異議なし」として○○農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、○○農業委員会より諮問の○○○○申請の土砂仮置き場用地への一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (挙手多数)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として○○農業委員会会長に回答いたします。

議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	申請の理由の中に、若年勤労者を対象とした専用住宅ということありますけど、若年勤労者以外の一般の方はこういった対応になりますか。
〇〇農業委員会	若年勤労者を対象としたということで申請は上がっておりますけれども、その他の方も対象になるということ聞いております。
〇〇委員	それと、計画図で普通カーポートとか駐車場があるのが建売分譲住宅だと私は思いますけど、上の方に2カ所あるだけで後は見受けられませんが、駐車場の対応はどうされますか。
〇〇農業委員会	カーポートについては、上の方の2カ所と左下にもう1カ所設置するような計画となっております。ほかは、建物際に止めるような形になると思われま。
〇〇委員	そしたら、申込みをされる方にはどのような形で説明をされますか。普通だったら駐車スペースがあるのは当然なんです。若年だったら特に車を利用される方が多いと思いますので、そこら辺が心配なんです。それを考慮した用地スペースということであればいいんですけど。
〇〇農業委員会	住宅用敷地の中に建屋の図がありますが、その横に余地がありますので、そこに止める形になると思います。
〇〇委員	利用される側に立つと、そこら辺を明記してもらった方がいいと思いますのでお聞きしました。
議長	他にございませんか。

委員一同	(意見・質問等なし)
議長	それでは、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請のバイオガス発電施設用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	参考事項の中に、排水計画で北側道路側溝へ排水とありますが、市町道路の側溝ですか。
〇〇農業委員会	はい、おっしゃるとおり町道の道路側溝です。
〇〇委員	市(町)として道路側溝に流してもいいという判断ですか。
〇〇農業委員会	市(町)の方も問題はないということで承諾をもらっております。
〇〇委員	分かりました。ならいいんですけど、通常道路側溝には雨水だけを排水するようになっているので、こういう形は非常に珍しいなと思いをまして。以上です。
〇〇委員	廃液なり汚泥の処理はどうされますか。
〇〇農業委員会	液肥は施設内での利用をしながら、無料で欲しいという農家さんがおられたら配給も行う計画とされております。
〇〇委員	汚泥なり廃液も大量に出ると思うのですが、会社で散布等することは考えておられないのですか。
〇〇農業委員会	考えておられないと聞いております。
〇〇委員	分かりました。
〇〇委員	牛糞の集積場と話が付き、となっていますけれど、ここでの臭い対策はどのようにされるのですか。

- 〇〇農業委員会 設備として脱臭設備を取り入れられまして、外の方に臭いが漏れないような対策を取られます。
- 〇〇委員 分かりました。ありがとうございました。
- 〇〇委員 事業計画書も出ていると思いますが、計画書では収支はどのくらい出るようになっていきますか。
- 〇〇農業委員会 (資料確認)
- 〇〇委員 時間がかかるなら次回でいいですよ。
- 議長 それでは次回収支について報告してもらっていいですか。
- 〇〇農業委員会 分かりました。
- 〇〇委員 先程の質問と一緒になんですけどね、40ページの図を見ると、〇〇〇〇堆肥センター、ここから堆肥を持ってくるんでしょう。
- 〇〇農業委員会 はい。
- 〇〇委員 そして、これを発酵槽の中で発酵させてガスを燃焼して発電をするということでもいいんですかね。
- 〇〇農業委員会 はい、そのようになります。
- 〇〇委員 そこで出てきた、さっき言われた汚泥、堆肥の分は、1日使うだけでも相当な量だと思うんですよね。それを業者が何もしないとなったら、ぼた山みたいに近くに積むんですかね。びっくりするくらいの量が出てきますよ。これを認可するには、処理条件をどうするかということまで付けておかないと、地元にとって大変迷惑なことになって絶対後で問題になりますよ。後の処理をどういうふうにしますよと業者に責任を持たせないと、市(町)が責任を持って、費用がいくらかかろうと処理しないといけなくなります。
- 〇〇農業委員会 今までのご質問に対し、回答が不十分だったことをお詫び申し上げます。ご質問の排泄物等々の受入れ及び最終的な処理につきましては、別途、㊦〇〇〇というところで、今設立登記も終わっておりますが、そこで行っていく、排泄物等の受入れに関しても、㊦〇〇〇で行う。おっしゃるとおり、液肥、堆肥並びにわら等も入っておりますので、そこを浄化して乾燥させて再生敷料に使うような計画につきましても、㊦〇〇〇で行っていくということになってございます。

〇〇委員	ありがとうございました。
議長	他にございませんか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の㉠〇〇〇申請の太陽光発電設備設置用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	さっきと同じ質問ですけど、参考事項に雨水は道路側溝に放流とありますが、公道の道路側溝に放流というのは町として認められているのですか。
農業会議事務局	承認されていると聞いております。
〇〇委員	別に支障はないということですね。
農業会議事務局	そうです。
〇〇委員	分かる範囲でいいですけど、㉡〇〇〇と㉢〇〇〇の住所は分かかりますか。
農業会議事務局	㉡〇〇〇は〇〇〇にございます。㉢〇〇〇は〇〇〇です。
〇〇委員	もう一つ、これは直接許可とは関係ないのかもしれませんが、後だってまた太陽光パネルを大規模にする話があるということなんですが、龍さんというのは字から見て中国の人かなと思ったりしたものですから。というのが最近、日本国土が中国人から買収されてしまっているという話を聞いたりするものですから、そこら辺に対してのヒアリングなりは市(町)としてされているのかどうか、もし分かれば教えてもらっていいでしょうか。

農業会議事務局	㊦〇〇〇の代表取締役の国籍については確認しておりません。農業委員会と話をした中では、この会社が地元に対しても丁寧に説明をされているという話は聞いております。
〇〇委員	分かりました。
〇〇委員	この㊦〇〇〇ですが、太陽光発電の施工と販売とありますが、販売とは電気の販売ですか。というのがうちの市町であったのが、施工だけして、もう1ヶ月後には別の会社に売られてるんですよ。道を工事するときに、里道を利用させてくださいということでオッケーを出した件で会社に言ったら、私はもう所有権を渡しているからそこに言ってくださいということでした。今回はものすごく多いですから、責任持って最後まで、契約期間の23年間別の人に販売も何もしなければ問題ないでしょうけど、私は聞いていませんでしたと言われたら、所有者が一番困るんじゃないかなと思いますので、この点をお尋ねします。
農業会議事務局	ご心配の点が絶対ないとは言い切れませんが、契約ではお互いが合意すれば契約延長もするとなっております。
〇〇委員	所有権を移転した人はいいでしょうが、地上権の人は自分で税金まで納めて、後は知りませんでしたでは困ります。誰でも説明では上手に言われるから、草払いから何かするという話はされましたが、作る前はそういう話をして後は知らないふりをされては困りますので、地上権の方については特に注意をお願いしたいと思います。
農業会議事務局	そのように〇〇農業委員会には伝えます。
〇〇委員	今回の太陽光の申請の中で、これだけの件数、17カ所もありますけど、防災上の危険区域というのはないわけですか。
農業会議事務局	ソーラーパネルの設置については、防災上の危険箇所を除いたところで設置するというので、その点は大丈夫だと聞いております。
〇〇委員	分かりました。最近はいろんな災害が出ていますので、太陽光にしる、そういうことがないようにしてもらわないといけないかなと思っております。
〇〇委員	確認ですけど、結構いっぱい転用されますが、公共事業の対象となっていないとありますが、古くはパイロット事業とかされたところの付近なので、本当はないのかどうか、土地改良区かどこかに確認はできているのですよね。
農業会議事務局	そこは確認済みです。

議長	他にございませんか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(挙手多数)
議長	挙手多数でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の太陽光発電設備設置用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	以上、本日意見を求められた農地法第5条関係9件について、各市町農業委員会会長に「異議なし」として回答いたします。
専務理事	農業委員会事務局の皆さま、議案の説明ありがとうございました。農地法に基づき意見を求められた案件の審議は終わりましたので、お急ぎであれば、ここでご退席いただいても構いません。
議長	続きまして、次の項目に移ります。 「農業委員会による最適化活動の推進等」について、農業会議事務局より説明をお願いします。
農業会議事務局	(資料2により説明)
議長	皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 趣旨は、活動をしっかりやらないといけないということで分かりますが、本気になって、最適化推進委員さんの手当をもう少しやりましょうよ。ちょうど改選期なんです、なり手がいない。認定農業者の区分も過半と頑なに言わないで少し緩和してもらわないと、認定農業者自体いません。土地の売買なり動かし方も、ある程度分かった人じゃないとできない。本気で考えるなら、総合的に位置づけがもっとしっかりできるように、音頭取ってやりましょう。

議長 うちの市町でも、推進委員は農業委員の約半分で1万円ちょっとです。その当時から、なり手がいないというのはどこの市町でも一緒だったと思います。国自体が交付金の形で出してくれたらいいのですが、市の財政を圧迫するような時は、削られるような時代になってしまっています。

〇〇委員 私が前に言ったときも交付金でと言われましたが、市（町）に聞くと交付金の内容は分からないと、公表されないんですよ。総括して交付金として来ます、一般会計の予算で出てるからと言われるだけです。

〇〇委員 昔は農業委員会にいくらか、農業委員会への交付金で来ていたんですけど、15年以上前の行政改革の時に地方交付税の中に入れ込んでしまっているの、農業委員会の持分が全く分からない。後は首長の判断でどこにお金を付けるかということがなされています。先程言われたように手当の分は大分低いので、最適化交付金の活動見合いでうまく活用できればと思います。認定農業者が少ない、手当が少ないというのは各方面から聞いておりますので、国の会議でもそこは今後とも伝えていきたいと思っています。

議長 農業委員や推進委員の手当については、市町間でもかなり格差がありますが、委員の仕事というのは市町違えど変わりはありません。農業会議の方でも、もうちょっといい方向にならないか少し勉強させてください。

〇〇委員 資料に中立委員に弁護士とか司法書士、行政書士を入れなさいと言うようなことが書いてありますが、これは非常に難しいような総会の有り様だと感じます。遊休農地の解消とか大規模農家を作っていくとか、規制改革委員会の方針も見え隠れするのですが、中立委員に例えば行政書士とかが出てきて、上段から構えて小さい農家を潰してしまいなさい、農業委員会は何をしてるんだ、というようなことになるようで、我々小さな市町の農業に関わる人間としては、非常に懸念するわけです。これはまだ先の話ではなくて、今から動き出すことでしょう。ダブレットの導入とか地図情報についても県内ではあまり進んでいないということですが、まだ分からないにしても、農業会議としてのスタンス、こういう方向かなというのは分かりますか。

農業会議事務局	<p>実際私たちもまだ国の説明を聞いておりません。18日に国と全国農業会議所が説明会をするということで、そこに各農政局、都道府県、農業会議が出席するということになっています。農業会議の方向性についても、ある部分についてはしなければならぬかなと思っておりますが、一律にはやりにくい部分もあるというのが率直なところです。18日の説明会を聞いて、検討する必要があると考えております。</p>
〇〇委員	<p>こういうことが新しく入って、農業委員会に何でも押しつけるようなことになって、人はいないお金もない、どうもできんよという話はしています。特に、どう農地を維持していくかということになったときには、農業政策に大きく関わってくることで、市、町、国、県含めたところで行政の方が担っていかないと進まないのではないかと個人的には思います。なるだけ今後も情報をいただくようお願いいたします。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p>
委員一同	<p>(意見・質問等なし)</p>
議長	<p>それでは、以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。</p>
専務理事	<p>ありがとうございました。 最後にその他の項目に移ります。</p>
農業会議事務局	<p>(その他の項目について、資料3により説明。)</p>
専務理事	<p>以上をもちまして、全ての本日の会議を終了いたします。 次回は3月15日となりますのでご予約をお願いいたします。</p>

15時40分